

北宋楊惟德等撰『景祐乾象新書』諸本管見

田中良明

緒言

嘗て山田慶兒氏は『授時曆の道』^(一)に於いて宋元の天文制度を考察された際に、元祐渾天儀象が、「じつさいに動いていたのはわずか十年間であり、その後二十年近く放置されていたこと」が、新舊法黨の政争に由来する蔡下の主張に起因したことについて、

この事件は、かりにきわめて初歩的なものであったにしろ、科學政策といえるものが存在していたこと、それは全體的な政策の體系の一環をなすとみなされていたこと、をしめしている。

この指摘をされており、これは中國の天文學史を論ずるに當たつて、他の思想分野同様、政治史の動向を勘案すべき事に痛感させられる、示唆に富んだ言及と思われる。

山田氏は論旨は、元朝に於ける授時曆の成立を主眼とするため、その前提として宋代の天文制度と、その變遷に

關する新舊法黨の政争に着目したのは、尤もな事である。しかし、振り返って宋代の天文学を論じ、また同時に新舊法黨の政争を論ずるには、王安石の臺頭以前の狀況が前提として問題となり、更に言えば、中國天文学の主體は、山田氏の言及された渾天儀等の諸制度や曆法の作成ではなく、天文占候に在る。

よつて本稿は、新舊法黨の政争の始まるより前、北宋文治政治の基礎を築いた仁宗朝に於いて、楊惟徳等によつて勅撰された術數書の内、『景祐乾象新書』について、その時代性と、現存する二系統五種類のテキストに關して、些かの整理を行い、若干の考察を附し、今後の北宋天文学・術數學の研究に資すること有るを願うものである。

一、仁宗朝に至る背景

楊惟徳の名は、特に一〇五四年（北宋仁宗至和元年）に出現した、かに星雲の超新星に關する記録によつて知られるが、^(三)『宋史』や『玉海』等の記述に據れば、眞宗朝から仁宗朝にかけての司天監の官員であり、數種の術數文献の選者としても確認することができる。

今、確認し得た楊惟徳の撰に係る術數文献を挙げると、『景祐乾象新書』^(四)『景祐通甲符應經』^(五)『景祐三式太一福應集要』^(六)『景祐六壬神定經』^(七)『筮原總録』等が有り、その御製序や題記に據れば、すべて仁宗朝の勅撰である。また、この内の四種は、書名に見られるように景祐年間に編纂されており、それぞれの御製序等を見るに、楊惟徳を首とする編纂官數名の名はほぼ一致している。^(八)五年に満たない景祐年間（一〇三四～一〇三八）に、特定の人物等に據つて立て續けに編纂されているのである。

宋の仁宗とは、景祐から寶元を挟んで後の慶曆年間に、後世「慶曆の治」と稱えられる北宋文治政治の基盤を築いた人物であるが、その直前の寶元年間には、

（寶元二（一〇三九）年）十一月癸巳、皇子の生るるを以て、宗室を太清樓に燕す。三朝の寶訓を読み、御詩を賜ふ。又『寶元天人祥異書』を出だし輔臣に示す。其の書、帝の天地・辰緯・雲氣・雜占を集むる所。凡そ七百五十六分三十門、十卷と爲す。^{七〇}

と、天文占書を自ら撰集する人物でもあり、他に『洪範政鑑』なる五行災異に係る著書（康定元（一〇四〇）年七月の序）も有る。そのため、仁宗朝に多く術數書が勅撰された背景には、一つには仁宗個人の嗜好が關わるうが、それ自體が太宗以來の北宋の皇帝に共通した嗜好である可能性もあり、また當時の風尚であった可能性もある。^{七〇}

しかしながら、天文學を筆頭とする術數學は、北宋初期に大規模な禁壓を受けている。『宋史』天文志一には、宋の初めて興るや、近臣は楚昭輔の如き、文臣は竇儀の如き、天文を知ると號^きゆ。太宗の世、天下の伎術ありて能く天文に明るき有る者を召し、試すに司天臺に隸せしめ、匿^ひひて以て聞せざる者は、罪死を論ず。既にして張思訓・韓顯符の輩推歩を以て進めらる。^{七〇}

と、さも登用の功を記すかに見えるが、その実態は、太祖崩御の後、太宗即位直前の開寶九（九七六）年十一月に、^{七二}

諸州に「大いに天文・術數に明知なる者を求め、闕下に傳送せよ。敢へて藏匿する者は棄市せん。募告せし者は錢三十萬を賞せん。」と令す。

とあり、その翌年、太宗の太平興國二（九七七）年十月丙子に、^{七二}

詔あり。「兩京・諸道の陰陽卜筮の人等、向に令して傳送し闕に至らしめ、其の習ふ所を詢はしむに、皆懵昧にして取る所無し。蓋し矯りて禍福を言ひ、流俗を誑耀し、以て賞を取るのみならん。今自り二宅及び易筮を除きし外、其れ天文・相術・六壬・遁甲・三命及び他の陰陽書は、詔到り一月を限りとして官に送れ。」と。

……諸道送る所の天文・相術等を知る人、凡そ三百五十有一。十二月丁巳朔、詔して六十有八を以て司天臺に隸せしめ、餘は悉く黥面して海島に流す。

と有り、違反者には嚴罰を以て臨まれた天文學者等への招集は、實に被招集者の八割以上を罪として配流に處す結果となつている。また、『宋史』本紀には、右の太平興國二年十月丙子の詔令について、^(十二)

詔して天文・卜相等の書を禁じ、私習する者は斬す。

と記せば、基本的には、その後は官に就くより他に、天文等の學問を學ぶ機會は失われたと考へてよい。

一體、かかる禁令は歷朝數々行われたものであり、その効果が一時的なものであつたことも、史を見るに明らかである。現にこの三十年後、^(十三)眞宗の景德四年十一月には、

益州の天文を習ひし人楊暉を以て司天靈臺郎と爲す。時に巡撫使其の藝を聞き、之を薦む。召して司天監に赴かしめ曆術を試し、而して焉に命ず。

と見える。しかし、この楊暉や、前掲の宋志に見えた張思訓・韓顯符等は希有な例であり、民間の術數書の所藏と私習を禁じ、諸州に名を知られていたのであろう習熟者を捕らえ、その八割を流罪に處したのであれば、北宋の術數學の基盤は大いに絶たれたと見るべきであらう。『郡齋讀書後志』卷二に見える、

皇朝の興國中、天下の星を知る者に詔し京師に詣らしむ。未だ幾もなく至る者百許人、天文を私習せしに坐し、

或いは誅せられ、或いは海島に配隸せらる。是に由り星曆の學殆ど絶ゆ。（十五）

との記述は、決して大袈裟なものではあるまい。

だとすれば、仁宗朝景祐年間に立て續けに行われた占書の勅撰には、宋朝建國間もない頃に起きた術數學史上稀に見る慘事が關係しているとも考えられる。つまり、宋朝開闢の初めに術數學が被った「殆ど絶ゆ」と稱される大打撃からの再興の過程を、この仁宗朝景祐年間の占書の勅撰に見るべきではあるまいか。（十六）

二、目録上に見える『景祐乾象新書』

次節から現存する二系統五種類のテキストに關して見ていく前に、諸目録に見える『景祐乾象新書』の傳世過程を確認しておきたい。先ず『宋史』藝文志五に、

楊惟徳、乾象新書、三十卷。

と有る。『宋史』藝文志は、その藝文志一に、

宋の舊史の太祖自ら寧宗に至るまで、書を爲すこと凡そ四。藝文を志す者、前後の部帙・有亡増損、互いに異同有り。今其の重復を刪り、合して一志と爲す。（十七）

と有るように、宋の國史の藝文志類に基づくものである。それら宋の國史の藝文志類の藍本となつたと考えられる

『崇文總目』に、（十八）

景祐乾象新書、三十卷、楊惟徳撰。

と有るが、朱錫鬯も指摘するように、南宋の龔公武『郡齋讀書後志』天文曆筭類では、

景祐乾象新書、三卷。右、崇文總目有三十卷、置天文類。

と、三卷にまで残缺している。しかし、それに遅れる陳振孫『直齋書錄解題』曆象類には、

景祐乾象新書、三十卷。司天春官正楊惟德等の撰。歷代の占書及び春秋より五代に至る諸史を以て采摭撰集す。

元年七月、書成り、名を賜はり仍ねて序を御製せらる。

十九

と三十卷を存している。この差異は、恐らく地方官を歴任した龔公武と中央官を歴任した陳振孫との、兩者の社會的環境の差異に由るものであろう。つまるところ、南宋の後期に入っても、本書は三十卷を全くしているのである。しかし、これ以降の目録類に本書が著録されることはなかった。

ところで、『宋史』光宗本紀に、

(紹熙二年)二月庚辰朔、大雨・雪あり。……乙酉、詔あり。陰陽時を失し雷雪交々作るを以て、侍從・臺諫・兩省・卿監・郎官・館職に令し、各々時政の闕失を具にし以て聞せしむ。(二十一)

とあるが、この乙酉の下詔に至る子細は、袁燮『契齋集』卷十二、羅公(羅點)行狀に見える。やや長文であるが、南宋朝に於ける『景祐乾象新書』の扱いが垣間見られる一例であるため、繁を厭わず左記に示す。

(紹熙)二年二月、大雨・震電あり。繼ぐに大雪を以てす。公言ふ、「天人の道、各々類を以て應じ、天道に陰有り陽有り、人道に邪有り正有り。君子爲り、公朝爲るは、凡そ正に出づる者にて皆陽の類なり。小人爲り、後宮爲るは、凡そ邪に出づる者にて皆陰の類なり。邪は正に勝たしむ可からず、陰は陽に勝たしむ可からず。今、陽春方に動じ、雷始めて聲を發す。而して陰邪之に乗じ、大雪繼ぎ作る。陽發せんと欲するも遂げず、

陰宜しく伏すべくも反て縦にす。之を天道に求むれば則ち陰陽に勝つと爲し、之を人事に験せば無乃邪正に勝たんか。臣願はくは、陛下古道を講切し、勵精して治を爲し、常に邪をして正を干すを得ざらしめ、陰をして陽に勝たざらしめば、則ち戾氣日々消え、而して聖徳日々起らんことを。」と。奏すらく、「仁宗嘗て楊惟徳等に命じ、景祐乾象新書を撰集せしむ。凡そ災異有れば、其の自ら類を以て相從ふ所を推して記す。晉の建興元年十一月己巳、大雨・震電あり。庚午、大雪あり。後來の應も亦た甚だ明白なり。仁宗之が爲めに序を製し、諸を秘閣に藏す。願はくは陛下取りて之を閲よ。」と。上公の言に従ひ、亟に此の書を索め、以て翼日に進ぜしむ。遂に侍從以下に詔し、闕失を極言せしむ。(二十一)

この西晉の愍帝の建興元年十一月の災異は、『宋書』五行志四・『晉書』五行志下に「後來の應」とともに記されている。『景祐乾象新書』を「取りて之を閲よ」と奏すのは、恐らくは『景祐乾象新書』にもその記事が有つたためではない。現存の二系統五種類のテキストには該當する文章が見えず、また、李季『乾象通鑑』（『景祐乾象新書』を藍本とし、記事を増益して成された書。後述。）にも見られないためである。

『乾象通鑑』は既に高宗の紹興元年から、天文官が『景祐乾象新書』と參用したが（後述）、その内容の多寡から言えば、『乾象通鑑』一書を見れば事は足りたはずである。それを敢えて「參用」せよと言ひ、またここで羅點が光宗に『景祐乾象新書』を「取りて之を閲よ」と奏すのは、南宋朝に於いて、仁宗の勅撰にして御製序を有す本書が、唯に本朝の勅撰術數書というだけではなく、一種の遺訓としての價値を與えられていたことを示すとは考えられまいか。『乾象通鑑』李季の自序は、『景祐乾象新書』を「海上秘法」と稱す。

三、國家圖書館本『景祐乾象新書』の傳世過程

現在、二系統認められる『景祐乾象新書』の内、一つ目の系統は、北京の國家圖書館所藏の殘存十二卷本に由來するものであり、當該書の一部を刊刻した羅振玉排印本を含む二種が現存する。羅振玉本の封面及び『北京圖書館善本書目』^(一三三)に據れば北宋神宗元豐二年の抄本となるが、なお異論も有る(後述)。

北京の國家圖書館所藏本(以下「國家圖書館本」と稱す)は、卷三(六、十二、十三、十六、十九、二十七、二十八)の十二卷のみが現存し、八冊に合冊されている。目錄や序文は残っていない。また、卷十三の後部と、卷十八の卷頭と小篇目の前後及び本文の前後、卷二十七の小篇目の前半を含む卷頭に殘缺が見られる。また、卷四・卷六・卷十二・卷十六・卷十七・卷十九・卷二十八の卷後には「元豐元年三月」の銜名を列し、これが本テキストを北宋神宗元豐元年の抄本とする説の根據となっている。更に、卷三卷頭外及び卷十三卷後・卷十六卷頭に計二十を超える題跋・題詩・題款が認められ、本テキストの大きな特徴となっている。^(一三四)

本テキストは、『中華再造善本』^(一三五)によつて巧妙な影印が存在するが、その提要は、各巻に見られる押印から、本テキストを清の道光年間の張蓉鏡の舊藏書と認め、他に袁克文・徐伯郊・陳澄中の藏書印も見られることに觸れ、「此書即由陳家轉歸中國國家圖書館」と斷じている。^(一三七)しかし、本テキストに見られる藏書印を識別可能な限り見れば、徐伯郊・陳澄中の藏書印が確認できるのは卷三・四のみであつて、^(一三八)他の九巻に認めることはできない。

實のところ、本テキストは再造善本提要が想定するような安直な傳世過程を経たものではない。本テキストは既に『續修四庫全書總目提要(稿本)』(以下『續修提要』と略す)に著録されるが、

前清の中葉、虞山の張蓉鏡 宋鈔本十二卷を得。此れ僅かに卷五・六、卷十二・十三、卷十六・十七・十八・十九、卷二十七・二十八を存すのみ。皆張氏の舊藏なるは、印記有りて證す可し。錢天樹の跋に據れば、尚ほ第三・四卷を闕く。然れども已に全書の三分の一を有てば、誠に希世の珍たり。

と、存するのは僅かに十卷であり、卷三・四を缺くとしている。更にこの『續修提要』が依據した卷十三末の錢天樹の跋に次いで記された民國四年の李成鐸の跋に、^(二十九)
三十一

惟れ嘉・道中に相傳し、常熟の張芙川藏して宋鈔本十二卷を有す。數十年來其の存否正に考ふ可からず。

一旦忽焉として寒雲主人購得し、出だして蝶裝白麻紙本を見示す。……張十二卷を藏す。今第五第六・十二・十三・十六・十七・十八、共て七卷を存す。尚ほ第三第四・十九・廿七・廿八の五卷有り。知らず、何れ時にか散佚せん。

と有り、現に袁克文の藏書印を確認できるのは、卷五〜十八までの七卷のみである。^(三十二) よつて、本テキストは、清の道光年間に張蓉鏡が十二卷を藏した後、民國の初年には、卷三・四の二卷、卷五〜十八の七卷、卷十九〜二十八の三卷に三分割されていたことが分かる。

また、卷二十八の末には、陳孚恩が張蓉鏡に宛てた年代不明の識語等有る他、易順鼎・程清・章吳・高世異の「洪憲紀元」即ち民國五年に「敬觀」との識語が有る。この民國五年に卷十九〜二十八を所藏していたのも、袁克文である。この年元旦の『寒雲日記』に、^(三十三)

宋抄本『景祐乾象新書』の殘帙を得。卷五より六・十二より十三・十六より十八、凡そ七卷を存す。都て一百九十九葉、蝶裝五冊。

と有るのは、上述の卷五〜十八の七卷を指すが、同年二月十一日に、

宋抄『乾象新書』第十九卷を得。即ち前に得る所の缺けし者なり。

と有り、また同十四日に、

『乾象新書』第二十七・二十八兩卷を得。亦た前に缺けし所。惟だ末葉の銜名を「書庫官臣徐欽鄰書」と爲すと、前と異なるのみ。陳思澤の題字・陳孚恩の借書東貼有り。

と有れば、紛れもなく本テキストの卷十九・二十七・二十八であろう。つまり、李成鐸が跋を記した翌年には、袁克文は本テキストの卷五〜二十八の十卷を所蔵するに至つたのである。そしてこれら十卷は、袁克文が一九三一年に天津で没した後、北京人文科學研究所に所蔵されるのであろう。そしてこの十卷は、他の圖書とそれらの提要の稿本とともに、終戦によつて中國側代表沈兼士に委ねられ、人民共和國の成立後には、中國科學院圖書館に收藏されている。^(四)

よつて、卷五〜二十八の十卷が、『中華再造善本』提要の説くように、香港の陳澄中から寄贈されたものである可能性は、極めて乏しい。香港の徐伯郊・陳澄中が所蔵したのは卷三・四のみであろう。そして、その卷三・四こそが、羅振玉排印本（以下「羅振玉本」と略す）の底本である。

羅振玉本は、封面に「北宋元豐寫本。存卷三卷四。丁卯三月、上虞羅氏印行。」と有り、卷三・卷四の本文と、卷四後の銜名、卷三卷頭から邵淵耀・錢天樹・張步瀛三者の題跋のみを排印している。民國十六年印。國家圖書館本には羅振玉の藏書印を認めることはできないが、他の所蔵者に借りるなりして排印したのであろう。羅振玉であれ、他の誰であれ、その所蔵者が卷三・四のみを所蔵していたことは、羅振玉本が書誌學的に有益である卷十三末

の錢天樹・李成鐸の跋を載せぬ事からも窺える。この兩卷が、その後香港の徐伯郊・陳澄中の手に渡り、更に國家圖書館に寄贈されるに至り、中國科學院圖書館に收藏されていた卷五〜二十八の十卷と合わさり、再び十二卷が揃ったものと考えられる。(二十五)

なお、卷五・十三・十八を除く各卷に、宋末元初の鄧文原の印（「鄧文原印」）が見られ、卷三卷頭には恐らく張蒼鏡の手筆で「元時在鄧善之家珍藏」（善之は鄧文原の字）と記されているが、他書に見られる印と比して「文」字の造形が異なっている。また卷四にのみ清初の藏書家である曹溶の印「鉅業翁」が見られる。ともに張蒼鏡の前時代の人物であるが、こららについては待考とした。

以上が國家圖書館本十二卷の傳世のあらましである。次節には本テキストが果たして「北宋神宗元豐元年の抄本」であるか否かについて、そして、そもそも本テキストは『景祐乾象新書』であるのか否かについて、諸氏の考證を紹介するとともに、若干の考察を述べたい。

四、國家圖書館本『景祐乾象新書』の内容

本テキストが「北宋神宗元豐元年の抄本」と認知される理由は、前述の通り、元豐元年の銜名にある。元豐は即ち仁宗の後二代の神宗の年號であり、景祐年間とは四十餘年の距たりが有る。この點については早くから疑いをもつ者がいたらしく、卷三卷頭の錢天樹の跋に、

此れ尚ほ是れ神宗の時の内府の寫本。每卷後惟れ列する所の銜名は俱に是れ刊刻。内に惟德の名を列せず。或

ひと疑ふらくは另けて是れ一書、と。鄙意に謂へらく是に非ず。按ずるに、景祐元年、惟徳等は是の書を撰す。神宗豐元元年に至るまで、已に四十五載を歴、當時撰述の諸人恐らくは存する者幾ど無けん。想ふに神宗復た諸臣に命じ重ねて是の書を整齊するを爲さしめ、另けて銜名を後に列せん。若し別撰の一書ならば、應に仍ほ景祐に列して標題すべらず。此れ乃ち管窺の見。不識、當有るか否や。(三十五)

と自説が展開されている。元豐元年の銜名については、こうした理解が妥當と思われ、他の諸氏も大略この銜名に據つて本テキストを「北宋神宗元豐元年の抄本」と認知している。

ただし、この元豐元年の銜名葉と本テキストの本文との關係については、『中華再造善本』提要が疑念を呈している。その説を整理すれば、

一、銜名葉に「元豐元年」と記されていても、それが「元豐元年」に記されたとは限らない。(三十六)

二、よしんば銜名葉が「元豐元年」に記されたとしても、本文もそうとは限らない。

三、しかし、装丁・字體・墨色・紙質等は宋代の物と認め得る。

といったものであり、結論として本テキストを「宋寫本」と認じている。この見解が妥當なものであろう。(三十七)

次の問題は、本テキストは『景祐乾象新書』であるのか否かである。と言うのも、本テキストと、次節に擧げるもう一系統、北平本系『景祐乾象新書』とでは、その内容が大きく異なるためである。しかも、北平本系『景祐乾象新書』は全三十巻に目録も備え、多少の混乱が見られるものの、目録と本文の内容はほぼ一致しており、その目録と本テキストの内容は全く一致していない。しかし、結論から言えば、北平本系『景祐乾象新書』は偽書である。

兩系統のテキストの眞偽を辨す材料となるのは、『玉海』と『乾象通鑑』の二書である。

南宋の王應麟『玉海』卷三には、『景祐乾象新書』の御製序が引用されており、そこには『乾象新書』三十卷各卷の著述内容が明記されている。今、國家圖書館本と『玉海』所引御製序の各卷の内容を比較すると、概ね一致していると言える。^(三十七)

先にも挙げた『乾象通鑑』とは、南宋の李季の撰による天文占書である。『玉海』卷三に、

紹興乾象通鑑。紹興元年三月十八日、詔あり、乾象通鑑と舊書と參用せしむ。是より先、御前に乾象通鑑一百卷を降され、太史局に付し、命じて經に依り訛舛を改正せしむ。繫年録に、初め河間府の進士李季、天文の諸書を集し、乾象通鑑と號す。建炎四年六月癸酉、婺州に命じ札を給し之を上らしめ、紹興元年三月甲寅、詔あり、舊書と參用せしむ。天文官吳師彥等頗る其の訛謬を擣く、と。^(三十七)

と有る。民間私習の天文占書が上奏され「舊書」と參用させられたとする記述であるが、この「舊書」は、恐らく『景祐乾象新書』、若しくはそれを含む天文官が用いた天文占書を指す。『宋會要輯稿』(前掲)の記述はこれより若干詳しく、天文官吳師彥等が指摘した「訛謬」を數例挙げ、

其餘は即ち本局見行の乾象占書の主る所の災福と頗る同じ。^(四十七)

との吳師彥等の奏文を記す。この「乾象占書」も「天文占書」程度の意味であり、『景祐乾象新書』のみを指す語ではあるまい。但し、『乾象通鑑』と『景祐乾象新書』の共通点については、復旦大學圖書館本『乾象通鑑』孫星衍の序に、

此の書の次序體例、之を玉海載す所の景祐乾象新書御製序に按ずるに、大概同じ。乾象新書は楊維德等の撰す

る所爲り。李季は蓋し増損し以て己の書と爲さん。(四十一)

と有り、前掲の『玉海』卷三所引の御製序に據つて『景祐乾象新書』と『乾象通鑑』の類似性を指摘している。今、現存する國家圖書館本十二卷と『乾象通鑑』を比較すると、國家圖書館本に見られる文章は、ほぼ『乾象通鑑』に確認する事ができ、國家圖書館本に見えぬ占文を多く『乾象通鑑』に見ることが出来る。よつて、孫星衍の説に據れば、國家圖書館本は(『乾象通鑑』の雜抄本に『景祐乾象新書』と題したテキストが作られていない限り)、『景祐乾象新書』であると認められる。

また、前引の錢天樹の跋に言う元豐の「整齊」についても、それが実際に行われたにせよ、巻数や各巻の大まかな内容については、『玉海』卷三所引の御製序・『乾象通鑑』と比較する限りにおいて、國家圖書館本は仁宗朝景祐年間成書の『景祐乾象新書』の原状を留めたテキストと見ることができよう。(四十二)

五、北平本系『乾象新書』

二つ目の系統は、舊北平圖書館所藏の『乾象新書』に由來するものであり、三十卷を存す。本テキスト、若しくは同系統の他本を底本として抄寫されたと考えられるものには、京都大學人文科學研究所所藏本(卷一―卷十のみ)の殘卷本。以下「京大本」と略す)と、新城新藏氏舊藏、現國會圖書館所藏本(以下「新城本」と略す。)の二種が有り、計三種が現存している。

舊北平圖書館所藏本(以下「北平本」と称す)。全三十卷を存し、また他に「乾象新書拾遺」と題する記述が有る。

三十二冊に合冊されているが、第一冊は總目であり、三十卷分は第二～二十四冊までであり、第二十五～三十二冊には『乾象新書拾遺』が収められている。また、封面に識者不明の『書録解題』と『崇文總目』の引用が記され、次いで閻若璩の跋が引用されており、卷頭には、「景祐四年十月」の御製序・同「六日」の國史院牒・同年「九月」の楊惟德の上奏文が記される。その後、天文圖・渾儀圖、「日部」と題する四つの異氣の圖と占辭、「星部」と題する九つの異星・流星の圖と占辭が記され、次いで總目が有り、總目には卷二十七下～二十九上に目立った混亂が見られる。(四十三)

また、總目の末に、「嘉靖丙午六月十二日、五川居士在萬卷樓記。蓋從楊夢羽藏本傳錄。」と識語が有り、本テキストが楊夢羽に係ることが知られる。但し、「五川居士」は楊夢羽の號、「萬卷樓」は同じく楊夢羽の藏書庫なので、「蓋」以下は後人の手に係ると考えられる。しかし、本テキストでは「蓋」の上下ともに同一の手による書寫と考えられるため、本テキストの成書は、この「嘉靖丙午」(嘉靖二十五、一五四六年)に識語が記されたテキストよりも遅れるものと推測できる。以上が本テキストの特徴となっている。(四十四)

京都本は、總目の「卷十一」の下に「以下佚」と記され、実際に卷十までしか抄寫されていないが、卷頭の御製序・牒・上奏文と封面の記述、數種の圖、總目の混亂は北平本と一致しており、北平本と系統を同じくすることは紛れもない。全十冊。第一冊は總目であり、以下一冊一卷の配分で抄寫されているが、第七冊に卷七と卷八を合冊してある。

新城本は、封面の記述を缺くが、他の特徴は全て北平本に一致しており、紛れもなく北平本を底本とする抄本である。清人の朱校によって抄寫の際の誤りだけでなく、北平本由來の誤りについても指摘されており、貴重な資料

となる。^(四十五)十冊に合冊されており、第九・第十冊が「乾象新書拾遺」に当たるが、順序を取り違えて整理されている。第十・九冊の順が正しい。

北平本は三十卷を存するものの、『玉海』卷三所引の御製序と比較すると、その各卷の内容はほぼ合致しない。そればかりか、各卷の内容は『觀象玩占』とほぼ一致する。よつて北平本の本文は、『乾象新書』ではなく、『觀象玩占』の異本として取り扱うべきであろう。北平本が『觀象玩占』とほぼ一致する事は、早く王重民によつて指摘されていた。^(四十六)しかし、それ以外に王重民が本テキストを偽書と判断する理由の中には、妥當性を缺くものも見られるため、本稿に於いて觸れておきたい。

一、巻頭の「景祐四年十月六日」の國史院牒・同年「九月」の楊惟徳の上奏文に「仁宗」と廟號が記されている。

もつともな指摘であるが、廟號の直下に記された「體天法道欽文聰武聖神孝德皇帝」とは、仁宗の諡號（神文聖武明孝皇帝）ではなく、生前の景祐・寶元年間に奏上された尊號である。^(四十七)もし偽作者が、仁宗の生前に係る文書に誤つて廟號を記したのならば、何故諡號ではなく、わざわざ生前の尊號を記したのか。これは元來仁宗生前の尊號が記された、つまりは仁宗の生前に係る文書に、後世「仁宗」と注書されたものが傳寫の過程で本文に誤入されたと考えるべきであろう。

二、陳振孫『直齋書錄解題』には、「元年七月、書成、賜名・御製序。」と有るが、巻頭の御製序は「景祐四年十月」に作る。また、國史院牒に「太子洗馬兼司天春事同脩臣正權」と有るが、これは次行の「司天春官同判監事同脩臣楊惟徳」と合わせて「太子洗馬兼司天春官正權同判監事同脩臣楊惟徳」とでも作るべきなのに、偽作者は「正權」の意味が理解できていない。

御製序の年代が『直齊書録解題』と異なるのは確かである。北平本の御製序の中に、

命儒臣楊惟徳等采摭歷代占驗・渾儀・三垣星宿・吉凶・排纂。書成、賜名景祐乾象新書、三十卷。

と、『直齊書録解題』と類似しながらも一致しない文が見えることから、この御製序の作者が『直齊書録解題』を見ていないことも確かであろう。また國史院牒の件は、王重民が指摘する文の直前に「命太子洗馬兼司天春官正權同判監楊惟徳」と有り、「正權」を誤解せずに、楊惟徳の銜名を記している。一端ここで理解できたことを、どうして數行先で誤解し得ようか。王重民の指摘する箇所は、單なる傳寫の誤りであろう。

そもそも、國史院牒には楊惟徳以外にも、「王用（立）」「李自正」「何湛」等の名も見えている。これらの名は『景祐乾象新書』の御製序か他の景祐勅撰術數書の御製序等に據らなければ知り得ぬ情報である。四十八

前述のように仁宗生前の尊號を記す點を踏まえると、この編纂官の名を列記する國史院牒と、渾天儀について述べられている楊惟徳の上奏文は、全てと言えなくとも、仁宗の生前に係る文書と考えるべきである。また御製序を含めて、「景祐四年十月」に記されたとされるこれらの文書については、徒に偽書と判断せずに、一層の考察が必要となろうが、今は措く。四十九

三、本テキストの本文は『觀象玩占』であり、『拾遺』は『物象通占』である。

ここに言う『拾遺』は、『觀象玩占』部分に含まれる卷三十の巻後に附された「拾遺」ではなく（この「拾遺」は多くの『觀象玩占』のテキストに存在する。）、『觀象玩占』部分に次ぐ『乾象新書拾遺』を指す。王重民は『物象通占』を未見の状態でこの説を立てており、その洞察力には驚きを禁じ得ない。今、臺灣國家圖書館本『物象通占』を按ずるに見るに、『乾象新書拾遺』の後半部分は、紛れもなく『物象通占』である。ただし、前半部分は『觀象玩占』

の風角占である。恐らくは、本テキストの『觀象玩占』部分の風角占の文章が大きく亂れているために、他本に據つて抄寫された『拾遺』（風角占）が先に存在し、その後「物象通占」が附されたのであろう。（五十一）

結語

以上、北宋の楊惟徳等の撰による『景祐乾象新書』について見て來た。二系統存在するテキストについては、國家圖書館本系が『景祐乾象新書』であり、北平本系は『觀象玩占』と『物象通占』である。但し、北平本も本文以外の御製序や國史院牒・楊惟徳の上奏文については、なお『景祐乾象新書』も視野に入れた考察が必要とならう。また、それ以外の天文圖・渾儀圖、「日部」と題する四つの異氣の圖と占辭、「星部」と題する九つの異星・流星の圖と占辭についても、別途考察が必要である。

勅撰書としての『景祐乾象新書』については、第二節で擧げた羅點の上奏に見える南宋朝に於ける本書への扱いは、或いは、第四節に觸れた『景祐乾象新書』を内包する内容である『乾象通鑑』の登場後に、實質的な用途を失つたために、より鮮明化したものとも考えられる。また注（四十二）に觸れた神宗朝の『靈臺秘苑』再編等も、既に『景祐乾象新書』の立場を、單純な術數書以外のものへと變じていた可能性があるろう。

後に元朝に『宋史』が編纂された際、第二説に觸れた藝文志と同じく、天文志も宋の國史の天文志類に基づき編纂されたと考えるべきである。その『宋史』天文志は『景祐乾象新書』を引くこと六十數度に及ぶ。この現象が、『宋史』天文志の藍本の成書年代に由來するののか、『景祐乾象新書』の性質に由來するののか等の問題については、他

の宋代天文占書の成立やその性質も含めて、改めて考察することにした。(五十二)

注

(一) みずす書房、一九八〇年四月。「1はじめに」、「3元祐の水運渾儀」。

(二) 至和元年七月二十二日、楊惟徳言、「客星見。微有光采、黄色。按『黄帝掌握占』云客星來犯畢、明盛者、主國有大賢。」詔送史館。

〔玉海〕卷二所引『會要』の文

(三) 『宋史』藝文志五・『玉海』卷三に據る。北平圖書館本は『景祐太一福應經集要』に作る。

(四) この他に曾公亮『武經總要』も、その仁宗御製序(慶曆四年)に「考星曆、辨雲氣、刑德孤虛、推步占驗、行之軍中、闕一不可。命司天監楊惟徳等、參考舊說、附之于篇、共勒成四十卷。内制度一十五卷、邊防五卷、故事十五卷、占候五卷。」と有れば、その「占候五卷」は楊惟徳に係る。

(五) 『景祐乾象新書』は、『玉海』卷三に景祐元年御製序有り。『景祐遁甲符應經』は宛委別藏本に、『景祐三式太一福應集要』は北平圖書館本及び『玉海』卷三に、『景祐六壬神定經』は鶴齋叢書本に、それぞれ成書年不明の仁宗御製序有り。ともに『景祐乾象新書』御製序と楊惟徳等の官名がほぼ一致することから、同時期に記されたと考えられる。但し、王立(景祐遁甲符應經)御製序は「王用立」に作る。)の官名を、『景祐乾象新書』等の御製序は「春官正」に作り、『景祐遁甲符應經』御製序は「春官副」に作る。ことから、『景祐遁甲符應經』の成立若しくはその編纂の勅令の下った年代が、『景祐乾象新書』等に先立つ可能性が有る。また、『景祐三式太一福應集要』目録に載す楊惟徳の銜名は注(六)を参照されたい。なお、『玉海』は『景祐三式太一福應集要』御製序の後半部分を略す。

〔荃原總録』は、北平圖書館本に見える上表文に「慶曆元年三月五(日)」と有る。

(六) 諸書に見られる編纂者とその官名等は左記の如し。

楊惟德	太子洗馬・兼司天 春官正・權同判監	太子洗馬・兼司天臺 春官正・權同判監	太子洗馬・兼司天春官正・權 同判監(※一)	太子洗馬・兼春官正・ 權同判司天監
王立	春官正	春官副	春官正	司天春官正
李自正	翰林天文	翰林天文	翰林天文	(記名無し)
何湛	(同右)	(同右)	(同右)	翰林天文文學正字

※一、『玉海』は、「權司天監」の四字に作る。また、同書目録は「朝散大夫・太子洗馬・兼司天春官正・權司天監・點檢曆書・上柱國・賜紫金魚袋、臣楊惟德」に作る。

案るに、『宋史』卷一百六十五、職官志五に、

司天監。監・少監・丞・主簿・春官正・夏官正・中官正・秋官正・冬官正・靈臺郎・保章正・挈壺正、各一人。

と有り、兼銜とはいえ王立の官職と重複することに疑念が残る。

(七) (寶元二年)十一月癸巳、以皇子生、燕宗室于太清樓。讀三朝寶訓、賜御詩。又出『寶元天人祥異書』示輔臣。其書、帝所集天地・辰緯・雲氣・雜占。凡七百五十六分三十門、爲十卷。(范祖禹『帝學』卷四)同様の記述は、江少虞『事實類苑』卷五・李燾『長編』卷一二五、王應麟『玉海』卷三にも見る事ができる。なお『寶元天人祥異書』と、本書がその後世に與えた影響については、佐々木聰氏『天元玉曆祥異賦』の成立過程とその意義について(『東方宗教』第百二十二號、二〇一三年一月)を参照されたい。

(八) 郭友亮「宋代皇帝的占卜活動與占卜術的影響」(『求索』二〇〇八年六期)を参照されたい。

(九) 宋之初興、近臣如楚昭輔、文臣如竇儀、號知天文。太宗之世、召天下伎術有能明天文者、試隸司天臺、匿不以聞者、罪論死。既而張思訓・韓顯符輩以推步進。

(十) 『續資治通鑑長編』卷十七。「令諸州大索明知天文・術數者、傳送闕下。敢藏匿者棄市。募告者賞錢三十萬。」

(十一) 前掲書卷十八。「詔。兩京・諸道陰陽卜筮人等、向令傳送至闕、詢其所習、皆懵昧無所取。蓋矯言禍福、誑耀流俗、以取貨

耳。自今除二宅及易筮外、其天文、相術、六壬、遁甲、三命及它陰陽書、限詔到一月送官。……諸道所送知天文、相術等人、凡三百五十有一。十二月丁巳朔、詔以六十有八隸司天臺、餘悉黜面流海島。」〔耀〕は「耀」に通ず。」

〔十二〕『宋史』太宗本紀一。「詔禁天文・卜相等書、私習者斬。」

〔十三〕『宋會要輯稿』卷一萬九千五百十四、職官三十一、司天監。「以益州習天文人楊暉爲司天靈臺郎。時巡撫使聞其藝、薦之。召赴司天監試曆術、而命焉。」楊暉はその後、崇天曆の編纂に関わる〔『宋史』律曆志六〕。

〔十四〕張顯訓は巴中の人。禁令後の太平興國四年に渾儀を献上して禁中に製造したことが『宋史』天文志一に見えるが、その官歴は未詳。また韓顯符は眞宗の大中祥符三年に春官正として銅製の渾天儀の要旨を上奏し〔『宋史』天文志一〕、恐らくその後には冬官正としてそれを實造している（同律曆志三）。本傳〔『宋史』方技傳上〕に「少習三式、善察視辰象、補司天監生。遷靈臺郎、累加司天冬官正。」と有れば、或いは天文志の「春官」は誤り。また、大中祥符六（一〇一三）年に年七十四で卒したと有れば、或いは禁令前の就官か。

〔十五〕皇朝興國中、詔天下知星者詣京師。未幾至者百許人、坐私習天文、或誅、或配隸海島。由是星曆之學殆絶。

〔十六〕こうした流れは、天文占書に限定して見た場合でも、繼いで神宗朝元豐年間に於ける『靈臺秘苑』の再編等にも見る事ができる。

〔十七〕宋舊史自太祖至寧宗、爲書凡四。志藝文者、前後部帙・有亡増損、互有異同。今刪其重復、合爲一志。

〔十八〕『崇文總目輯釋』に據る。

〔十九〕景祐乾象新書、三十卷。司天春官正楊惟德等撰。以歷代占書及春秋至五代諸史采摭撰集。元年七月、書成、賜名仍御製序。（玉海）所引御製序（後述）に「將歷代諸家天文占書并自春秋至五代已來史書採摭撰集」と有り、『書録解題』は、御製序かそれに類する資料を参照していると考えられる。）

〔二十〕宋末元初の馬端臨『文獻通考』經籍四十六も本書を三十卷に作るが、『直齋書録解題』『郡齋讀書後志』に基づいて編纂されている性質上、特に意味を持たない。

〔二十一〕（紹熙二年）二月庚辰朔、大雨・雪。……乙酉、詔。以陰陽失時雷雪交作、令侍從・臺諫・兩省・卿監・郎官・館職、各具時政闕失以聞。

(二十二) (紹熙) 二年二月、大雨・震電。繼以大雪。公言、「天人之道、各以類應、天道有陰有陽、人道有邪有正。爲君子、爲公朝、凡出于正者皆陽類也。爲小人、爲後宮、凡出于邪者皆陰類也。邪不可使勝正、陰不可使勝陽。今、陽春方動、雷始發聲。而陰邪乘之、大雪繼作。陽欲發而不遂、陰宜伏而反縱。求之天道則爲陰勝陽、驗之人事無乃邪勝正乎。臣願、陛下講切古道、勵精爲治、常使邪不得干正、陰不得勝陽、則戾氣日消、而聖德日起。」奏、「仁宗嘗命楊惟德等、撰集景祐乾象新書。凡有災異、推其所自以類相從記。晉建興元年十一月己巳、大雨・震電。庚午大雪。後來之應亦甚明白。仁宗爲之製序、藏諸秘閣。願陛下取而閱之。」上從公言、亟索此書、以進翼日。遂詔侍從以下、極言闕失。

(二十三) 中華書局、一九五九年、九月。上卷。なお、北京圖書館は北京の國家圖書館の前身。

(二十四) これらの殆どが清の道光年間(道光十二〜二十二年)のものであり、當時の所藏者である張芙川から閱覽を許され、題跋等を記した事が、所々の記述から窺える(張步瀛の跋のみ咸豐五年)。それ以外には、卷十六卷頭に「乙卯」年の李成鐸による跋がある。注(三十)を参照。

(二十五) 他に『續修四庫全書』に影印が收められているが、卷三卷頭の一部と卷二十八卷末の識語が削られている。

(二十六) ほほ各卷に「廬山張蓉鏡鑑藏」「芙川」「蓉鏡」「蓉鏡珍藏」の印が見える。但し、卷十二・二十八・二十九には見られない。

(二十七) 『中華再造善本總目提要』(新華書店、二〇一三年七月) 三七八〜三八一頁。

(二十八) 徐伯郊は「詩外診藏書」「郁齋」「祁陽陳登中藏書記」、陳澄中は「徐伯郊藏書記」「吳興徐氏」「伯郊所藏」の印が見られる。

(二十九) 齊魯書社、一九九六年十二月。第二十七冊。「前清中葉、廬山張蓉鏡得宋鈔本十二卷。此僅存卷五・六、卷十二・十三、卷十六・十七・十八・十九、卷二十七・二十八。皆張氏舊藏、有印記可證。據錢天樹跋、尚闕第三・四卷。然已有全書三分之一、誠希世之珍矣。」

(三十) この跋文は「乙卯」の年に記されるが、李成鐸及び寒雲主人こと袁克文的生年から案ずるに、民國四年に當たる。「惟相傳嘉・道中、常熟張芙川藏有宋鈔本十二卷。數十年來其存否正不可考。一旦忽焉寒雲主人購得、出以見示蝶裝白麻紙本。……張藏十二卷。今存第五第六・十二・十三・十六・十七・十八、共七卷。尚有第三第四十九・廿七・廿八、五卷。不知、何時散佚。」なお、文中に「常熟の張芙川藏して宋鈔本十二卷を有す」と有るのは、直前の錢天樹の跋に「廬山の張蓉鏡宋鈔本十二卷を得」と有るのを見たことは

勿論、李成鐸の袁克文宛ての尺牘や『寒雲日記』（『王子森古籍版本學文集』附録一「寒雲日記」——收古籍善本摘抄一九一五—一九一八年）所收、上海古籍出版社、二〇〇六年。第二冊所收。）に據れば、清の錢泰吉『曝書雜記』卷下に「天文會元占。常熟張美川處藏有北宋景祐乾象新書十二卷。内有引此書。可錄出以補其缺。」と有るにも據る（『天文會元占』中に『景祐新書』を引くことは莫友芝『邵亭知見傳本書目』にも見ゆ）。李成鐸の袁克文宛ての尺牘や『寒雲日記』との符合については、李小文、孫俊「李成鐸致袁克文論書尺牘」（『文獻』二〇〇八年一〇月、第四期）を参照されたい。

（三十一）ほぼ各卷に「後百宋一塵」「倭宋」「皇二子」（大小二種）の印が見られる。但し、卷十三には見られない。恐らくは卷十三が宋抄本ではないためであろう。注（三十七）を参照されたい。

（三十二）注（三十）所掲書。「得宋抄本景祐乾象新書殘帙。存卷五之六、十二之十三、十六之十八、凡七卷。都一百九十九葉、蝶裝五冊。……得宋抄乾象新書第十九卷。即前所得之缺者。……得乾象新書第二十七・二十八兩卷。亦前所缺。惟末葉銜名爲書庫官臣徐欽鄰書、與前異耳。有陳思澤題字。陳孚恩借書東貼。」

（三十三）前掲『續修提要』前言に據れば、提要の稿本が記されたのは一九三二年七月—一九四二年一月の間である。

（三十四）前掲『續修提要』前言に據る。

（三十五）民國四年に袁克文の藏書に跋文を記した李成鐸は、民國十年に羅振玉と共に敦煌經籍輯存會を主催しており、その羅振玉が民國十六年に本書の卷三・四を公刊し、また續修四庫全書の編纂にも參與していながらも、本テキスト十二卷が戦後まで一所に揃わなかつたことを踏まえると、當時の知識人たちの情報共有の粗密さにはある種の疑念を持たざるを得ない。それが本書が術數文獻であることに由るのか否かについては、また改めて考える必要がある。

（三十六）此尚は神宗時内府寫本。每卷後惟所列銜名俱是刊刻内不列惟德之名。或疑另是一書。鄙意謂非是。按景祐元年、惟德等撰是書。

至神宗豐元元年、已歷四十五載、當時撰述諸人恐存者無幾矣。想神宗復命諸臣重爲整齊是書、另列銜名於後。若別撰一書、不應標題仍列景祐矣。此乃管窺之見。不識、有當與否。

（三十七）但し、卷十三卷末に記されている錢天樹の跋に、

……今年夏復た第十二・十三兩卷を寄贈するを承け、幸にも香を焚き片刻を展誦するを得。其の第十三卷、是れ明人の抄補。後ろに「辰星與他星相犯占」一條の尾數字を缺く。又「流星犯辰星占」一條全缺す。兩卷中引用の書籍に即きては、前に七卷内に見る所と大同小異。……道光十五年乙未六月佛延日、錢天樹。(……今年夏復承寄贈第十二・十三兩卷、幸得焚香展誦片刻。其第十三卷、是明人抄補。後缺辰星與他星相犯占一條尾數字。又流星犯辰星占一條全缺。即兩卷中引用書籍、與前所見七卷内大同小異。……道光十五年乙未六月佛延日、錢天樹。)

と、卷十三を「明人の抄補」とする指摘が見える。確かに、他の巻がどれも半葉八行であるのに對し、卷十三のみが半葉九行で抄寫されており、一卷違和感を有す。これについて袁克文は「元以後に爲す所に非ず(非元以後所爲)」（前掲『寒雲日記』民國五年元旦)と斷じ、『續修提要』は「後人補鈔」と觸れるのみである。待考。但し本文に後述するように、内容的には他巻と同じく『玉海』『乾象通鑑』の記述に符合するため、『景祐乾象新書』の本文と認め得る。

(三十八)『玉海』卷三所引御製序に記された各巻の内容を整理すると、卷一天占、卷二地占、卷三・四太陽占上下、卷五・六太陰占上下、卷七周天星座の去極の入宿度、卷八晷景晝夜の刻・中星七曜の行数・分野、卷九歲星占、卷十熒惑占、卷十一填星占、卷十二太白占、卷十三辰星占、卷十四紫微垣占、卷十五太微垣占、卷十六天市垣占、卷十七〜二十三二十八宿占、卷二十四〜二十七東北西南雜座の占、卷二十八五星總占、卷二十九彗星・孛星占、卷三十瑞星・妖星・客星占、卷三十一流星占、と一卷多くなる。

これに対して國家圖書館本の残存十二巻の内容は、卷三太陽占上、卷四太陽占下、卷五太陰占上、卷六太陰占下、卷十二太白占、卷十三辰星占、卷十六角亢氐房四宿占、卷十七心尾箕斗四宿占、卷十八牛女虛危四宿占(残存の小篇目と本文の内容及び他巻の體例からの類推)、卷十九室壁奎婁四宿占、卷二十七五星總占(残存の小篇目及び本文の内容からの類推)、卷二十八彗星孛星占である。

兩者を比較すると、卷三〜十三までは一致する。御製序が卷十七〜二十三計七巻を二十八宿占とするのは、單純計算すれば二十八宿を七で除し、各巻に四宿を載せるのであるが、國家圖書館本の卷十六〜十九は、丁度四宿ずつを順番に各巻に収めており、卷十四・卷十五の内容は確かめる術もないが、卷十六が「角亢氐房」ときりの良い始まり方をしているので、恐らく二十八宿占は卷十六〜二十二であると推定し得る。しかし、それでは御製序と一卷ずつずれることとなる。また、國家圖書館本の卷

二十七五星總占と卷二十八彗星李星占も、御製序の卷二十八五星總占と卷二十九彗星・李星占と、同じく一卷ずつずれている。

この兩者のずれと、御製序の各巻の合計が三十一巻になることについて、佐々木聰氏より、御製序に言う「紫微垣・太微垣・天市垣占、各一卷を爲る」即ち卷十四紫微垣占・卷十五太微垣占・卷十六天市垣占が、仮に計二巻であれば、その後の巻次が合うとの指摘を頂戴した。『宋史』天文志が載せる星宿の數を概算するに、紫微垣の星宿は三十四、太微十九、天市十七である。李季『乾象通鑑』が目録に載せる星宿の數は、紫微三十五、太微十二、天市十三。共に太微・天市垣の星宿の總數の和は、紫微垣の星宿は總數と大差ないか、それ以下である。天文占辭は各星宿に等しく同量が附されるわけではないので、星宿の數に據ってその記述の量を測ることに若干の問題が有るが、安直に紫微垣占一卷と太微・天市垣占合巻の一卷は、分量的に大差ないものと考えられる。「凡て三十巻」と称す御製序に何らかの誤りがあることは明白であり、佐々木氏の説は首肯し得るものであるため、ここに特記して謝辭を表す。

なお、「中華再造善本」提要は『玉海』所引御製序を引くが、上記の矛盾に觸れない。また、『續修提要』も『玉海』所引御製序を引くが、問題部分を「卷四十五、紫微垣占、太微垣占、曰天市垣占。卷十六至二十二、曰角亢氐房、……」と作る（『曰天市垣占』の「曰」字は恐らく衍）。今管見の及ぶ限り『玉海』の異本を見るも『續修提要』と同一の巻分けをするテキストは見られない。或いは、國家圖書館本の内容に即して校勘を施したか。待考。

(三十九) 紹興乾象通鑑。紹興元年三月十八日、詔、乾象通鑑與舊書參用。先是、御前降乾象通鑑一百卷、付太史局、命依經改正訛舛。繫年錄、初河間府進士李季、集天文諸書、號乾象通鑑。建炎四年六月癸酉、命蔡州給札上之、紹興元年三月甲寅、詔、與舊書參用。天文官吳師彥等頗摘其訛謬。（『繫年錄』）以下は、『建炎以來繫年要錄』卷四十三に見える文の節略。なお、三月は戊戌朔。甲寅は十七日。（四十） 其餘即與本局見行乾象占書所主災福頗同。

(四十一) 此書次序體例、按之玉海所載景祐乾象新書御製序、大概同。乾象新書爲楊惟德等所撰。李季蓋增損以爲己書。

(四十二) こうしたことが問題となるのは、國家圖書館本の元豐銜名と、同じ元豐年間に北周の庾季才『靈臺秘苑』一百二十巻を十五巻に再編した際に記された銜名とに重複が見られるため、同様の再編が行われた可能性も有ったためである。國家圖書館本の銜名

は、「元豐元年十二月〇日」と記し、卷四・卷六は「學生、臣蔡孝先書。」と、卷十二・卷十六・卷十七・卷十九は「楷書、臣蘇宗亮書。」と、卷二十八は「書庫官、臣徐欽鄰書。」と有る以下は、皆等しく以下の如く記す。

校定、將仕郎・守司天監主簿・充翰林天文・同測驗渾儀、臣趙靖。

校定、將仕郎・守司天監臺郎・充翰林天文・同測驗渾儀・賜緋、臣董惟正。

校定、翰林郎・守司天監主簿・同知筭造、臣周日新。

校定、翰林郎・守司天監主簿・同管勾測驗渾儀、臣于太古。

校定、翰林郎・守司天監主簿・充翰林天文・同測驗渾儀、臣王應。

校定、承務郎・守司天監丞・管勾書籍、臣王太明。

校定、儒林郎・守司天監丞・充曆筭主簿・兼同知筭造、臣楊得言。

校定、朝奉郎・檢校尚書庫部員外郎・守殿中丞・兼司天中官正・權同管勾司天監公事・兼同提點曆書・護軍・賜紫金魚袋、臣周琮。

校定、通直郎・守司天中官正・權判司天監・兼提點曆書・騎都尉・賜紫金魚袋、臣丁洵。

樞密直學士・朝散大夫・尚書右司郎中・兼侍讀・知通進銀臺司・兼門下封駁事・兼專功提舉進奏院・判大常寺・兼禮儀事・知

審官東院事・提舉司天監公事・詳定郊廟奉祠禮文・護軍・新安郡開國侯・食邑一千二百戶・賜紫金魚袋、臣陳襄。

また、元豐再編『靈臺秘苑』はの銜名は以下の如し。

編修官、司天監丞・管勾測驗渾儀刻漏・賜緋魚袋、臣于大吉。

編修官、司天中官正・權判司天監・兼提點曆書・賜紫金魚袋、臣丁洵。

同看詳官、奉議郎・稗米中第人界・輕車都尉・賜紫金魚袋、歐陽發。

看詳官、翰林學士・承議郎・知制誥・權判尚書吏部・判集賢院・提舉司天監公事・上騎都尉・劇縣開國男・食邑三百戶・賜紫

金魚袋、臣王安禮。

(北平圖書館本を底本とし、『四庫全書總目提要』に據り下記の校正を施している。丞、抄本作承。司・知制・尚、抄本無)

兩書の銜名の内、于太古（于大吉）と丁洵の名が重複している。なお、于太古（于大吉）は、北平本『靈臺秘苑』、『四庫提要』共に「于大吉」に作るが、元豊抄本『乾象新書』の「于太古」を是とすれば、『金史』曆志下、渾象にその名が見える。

（四十三）總目の卷二十七下～二十九上には亂丁が見られる。例えば左記の如し（複雑化を避けるため、卷二十八上の後半と卷二十八下の目録は略す。）。

卷之二十七下

風角

候風法、風名状、占驗訣法、干德、月干德、六合、歲月日時殺、歲月日時刑、衝破、納音、五音相動風占。

卷之二十八上

風角

五岳之音風占、東岳之音、南岳之音、西岳之音、北岳之音、中岳之音、……

卷之二十八下……

卷之二十九上

風角

候風知詔書、候風知赦

北斗

北斗占五穀善惡、老人星、辰星、附太白星、妖星、彗星、流星、雲氣、地震天

風角

候風法、風名状、占驗訣法、諸例、干德、支德、月干德、歲月日時殺、吟神殺、歲月日時殺、五墓、干刑、衝破、五音六屬法、

五音占風法、納音、地十二辰五音法、五音相動風占、東岳之音、候風知遺官免罪法、諸侯公貴客、侯王侯公卿二千名出入、候

喪疾風占、飄風占、占風來遠近法、觀風知賊數、對敵八卦占風。

卷二十七下の本文は、總目の卷二十七下の記載よりも、總目の卷二十九の記載の波線を附した箇所の方が一致する。但し、「月千徳」の下に「三合」「六合」「千徳合」が有り、下の「歲月日時殺」は「歲月日時刑」に作り、「五音相動風占」の下に「六情占法」が有る。

また、卷二十九上の本文に見えるのは、棒線を附した箇所のみである。但し「候風知赦」は篇目は見えないが相当する占辞が見え、「観風知賊數」は「観象知風賊數」に作る。

つまり、卷二十七下に有るべき篇目が卷二十九上に見られる上に記述が重複しており、それ以外にも卷二十八上の「東岳之音」が卷二十九上に重複して見られる。これらの重複が見られる事から、本テキストの亂丁は數度に渉るものと推定できる。なお、卷二十九上の途中に記された「北斗」云々は、卷三十の巻後に附された「拾遺」に見られる篇目である（「乾象新書拾遺」とは異なる）。

（四十四）北平本「乾象新書」には北平圖書館に係る藏書印の他、封面の跋及び御製序・楊惟徳上奏文の末・卷一卷頭・卷十二上卷頭・卷二十八卷に季振宜「滄葦」「季振宜印」の印が見られ、御製序には李兆洛「李兆洛印」「申耆白事」、國史院牒の下に盧文弼「抱經堂藏書印」、御製序・卷一卷頭に鮑廷博「欽西長塘鮑氏知不足齋藏書印」、卷十二上卷頭に范士楫「匪棘堂藏書印」、他に沈彤「果堂」、何元錫「夢華館藏書印」等の藏書印を認める事ができる。眞贋を問わなければ、范士楫↓季振宜↓沈彤↓盧文弼↓鮑廷博↓何元錫↓李兆洛といった傳世過程が想定できる。しかし、「季滄葦書目」等に本書目を見る事はできず、各藏書印の眞贋に疑念を抱かせ原因となっている。

なお、本テキスト封面所引の閻若璩の跋（眞贋未詳）に「久しく傳本無く、諸家の書目著録する無し。惟だ天一閣に傳本有り、未だ即ち此の書なるかを知らざるなり。（久無傳本、諸家書目無著録。惟天一閣有傳本、未知即此書耶。）」と有り、また國家圖書館本卷十三卷末「天一閣書に明鈔本三十卷有り。未だ知らず、此本と異同有りや否や。（天一閣書有明鈔本三十卷。未知、與此本有異同否。）」と有り、ともに天一閣の「乾象新書」所藏に言及し、李成鐸は加えてそれが「明鈔本三十卷」であるとす。今、管見の及ぶ限り天一閣の諸藏書目録を確認したが、「乾象新書」の書目は見られない。

北平圖書館は清の内府に由來する。内府藏書は明の文淵閣を繼ぐが、宣統年間に再發見された後、張文襄の建言によつて學部圖書館となり、また端忠敏等によつて江南故家の舊藏書と敦煌遺書が收められる等を経て、北平圖書館の藏書となる。「寒雲日記」（注

(三十) 所掲) 洪憲元年元旦に「清内府藏書の後に圖書館に歸する者に、明抄三十卷有るも、亦た未だ見るを獲ず。(清内府藏書後歸圖書館者、有明抄三十卷、亦未獲見。)」と有り、袁克文は後の北平本の存在に気付いていたが、實見には至っていない。北平本が北平圖書館に收められた時期は未詳であるが、李兆洛の印有るため(その眞贋を問わず)、端忠敏による江南故家の舊藏書の採進によつて收められたと考えるのが妥當であらう。

また、國家圖書館本卷三巻頭には李兆洛の跋文が有り、北平本の李兆洛の印が眞印であれば、李兆洛は確認し得る限り唯一、當時國家圖書館本と北平本の兩本を實見した人物となる。今、靜嘉堂文庫には李兆洛辨志書塾に係る『開元占經』抄本が二種所藏されており(一方には李兆洛の跋及び、本人による「開元占經引用諸書」なる書目も記されている)、李兆洛が術數書に關心を持っていた事は疑い得まい。こうした清朝文人の術數學に對する關心(これは錢大昕等の考證學者が、經書の考證に資する物として術數學へ關心を持ったとは異なるう)が、何に由來するものであつたかについては、別途考察が必要とならう。なお、靜嘉堂文庫所藏『開元占經』については、佐々木聰氏「『開元占經』の諸抄本と近世以降の傳來について」(『日本中國學會報』第六十四集、二〇二二年一〇月)及び、同氏「『開元占經』閣本の資料と解説」(東北大學、東北アジア研究センター報告、十一號。二〇一三年一二月)を参照されたい。

(四十五) 卷十三の翼宿の月五星干犯占、太白占の條に『玉曆』を引いて「玉曆」と作るのに對し「麻」と朱筆するため、朱校者を清人と判断する。但し、注(四十三)に述べた亂丁については觸れられていない。

(四十六) 『中國善本提要』上海古籍出版社、一九八三年八月。

(四十七) 『東都事略』卷五に「(景祐二年) 七月戊戌、群臣上尊號、曰景祐體天法道欽文聰武聖神孝德皇帝。……(寶元元年) 七月丙辰、大臣以將郊、上尊號。上曰、唐穆宗謂疆我懿號不若使我爲有道之君、加我虛尊不若居我於無過之地。朕常愛斯言。群臣請不已。上刊英睿二字而受之。於是上尊號、曰寶元體天法道欽文聰武聖神孝德皇帝。」なお、同様の尊號は、仁宗の晩年に當たる嘉祐五年の「進唐書表」にも見える。

(四十八) 「王立」を「王用立」に作り、その官を「春官副」に作る點は、『景祐遁甲符應經』御製序に似る。注(五)(六)を参照されたい。

(四十九) 楊惟徳の上奏文が渾天儀に觸れる事は、彼が韓顯符の渾天儀の技法を繼承している(『宋史』方技傳上、韓顯符傳を參照)ことから、何等違和感の有るものではない。

(五十) 本テキストの第一〜二十四冊を『觀象玩占』の異本として扱う場合その性質は、『觀象玩占』諸本の中では、北平本(一四〇六)・臺灣國家圖書館本(〇六四五四・〇六四五七)・京都大學人文科學研究所藏明抄本などに近い。その特徴は、卷頭は天占の後日・月・五星占へと進み、地占は風角占の前にあること、二十八宿占が、各星宿の途中で卷を跨ぐこと等が挙げられる。

(五十一) 本稿の執筆に當たり、注(三十八)に挙げた佐々木聰氏の他、大野裕司氏、前原あやの氏にも多くの示唆に富んだ助言や、資料的な協力を頂戴した。特記して御禮申し上げる。